

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p><u>2 乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項は、第12条に定める運賃協議分科会において協議を行う。</u></p> <p><u>(運賃協議分科会)</u></p> <p><u>第12条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事項について協議を行うため、道路運送法第9条第4項に定める協議会として、協議会に運賃協議分科会を置く。</u></p> <p><u>2 運賃協議分科会は、協議会の委員であって次に掲げる者をもって構成する。</u></p> <p>(1) 第3条第2項第1号に掲げる者</p> <p>(2) 第3条第2項第2号に掲げる者のうち当該運賃等を定めようとする者</p> <p>(3) 第3条第2項第5号に掲げる者のうち前号に掲げる者が指名する者</p> <p>(4) 第3条第2項第6号に掲げる者</p> <p><u>3 運賃協議分科会を代表し、会務を総括させるため、運賃協議分科会に分科会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様<u>及び運賃・料金</u>等に関する事項</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 町が運営する有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項は、第12条に定める運賃協議分科会において協議を行う。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 二宮町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者

- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、神奈川県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者。
- 3 前項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。
(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合には、後任者を充て、その残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
- 6 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 7 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 8 第5項及び第6項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合には、委員に書面を送付し協議することをもって、会議に代えることができる。この場合における前項の規定の適用については、前項中「出席委員」とあるのは「書面により提出される委員意見」とする。
- 9 会議は原則として公開とする。
- 10 会長は、必要があると認める場合には、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(監査)

第6条 協議会に監事を置く。

- 2 監事は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監事は、交通会議に関する出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長

が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第8条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第2条の協議事項について必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる
(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、政策部企画政策課に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(運賃協議分科会)

第12条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事項について協議を行うため、道路運送法第9条第4項に定める協議会として、協議会に運賃協議分科会を置く。

2 運賃協議分科会は、協議会の委員であつて次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第3条第2項第1号に掲げる者

(2) 第3条第2項第2号に掲げる者のうち当該運賃等を定めようとする者

(3) 第3条第2項第5号に掲げる者のうち前号に掲げる者が指名する者

(4) 第3条第2項第6号に掲げる者

3 運賃協議分科会を代表し、会務を総括させるため、運賃協議分科会に分科会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

(その他)

第13~~12~~条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

2 この要綱の規定により最初に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年●月●日から施行する。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について 関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

*パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。

地域公共交通会議の要綱に

- ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
- ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加

その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。

- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。

※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

（例）※（）内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
- ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
- ③自治会への説明会（住民、利用者）
- ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。

※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

(乗合様式例)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催した〇〇協議会において、下記事項に
関し、協議が調ったことを証明する。

記

- ・協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
- ・運賃を適用する路線又は営業区域
- ・適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- ・運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇協議会

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等
において協議が調っていることの証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催した〇〇地域公共交通会議において、
下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域公共交通会議
会長〇〇 〇〇